

## 通信環境の整備・改善のお願いと支援について

2020年4月7日

大学院法学政治学研究科長・法学部長 大澤裕

今年度Sセメスターの授業については、全学の方針により、当分の間、オンライン授業を行うこととされています。これを受け、本研究科・学部として、「オンライン授業の授業開始日変更と準備・試行期間について」（4月1日）と「オンライン授業を受けるための準備について」（4月3日）において、オンライン授業の準備に関する方針を説明し、学生の皆さんに対し、授業受講準備の一環として、自宅等における通信環境の整備をお願いしてきたところです。

もっとも、学生の皆さんの中には、自宅に必要な環境を設定することが困難な方も一定数おられることと思います。そのような方への研究科・学部のサポートについて、研究科・学部としても検討し、上記4月1日付け文書で一定の方針をお示ししていましたが、その後、状況が大きく変化しました。それを受けて本日（4月7日）、研究科・学部の方針として、「法学政治学研究科・法学部の学生のみなさんへ—緊急事態宣言発令を前にした今後の授業方針—」をお示したところですが、さらに、この文書では、オンライン授業を受けるための通信環境の整備を改めてお願いするとともに（1）、研究科・学部による通信環境整備・改善に関する支援について（2）、説明します。

### 1. 大教室におけるUTokyo WiFiの利用について—中止

4月1日付けの文書では、自宅に必要な環境を設定することが困難な方については、「大教室を開放して、UTokyo WiFiの利用を認める」という方針を「今のところ」の「予定」として示し、希望者に対しては事前連絡をお願いしていました。しかし本日、政府が緊急事態宣言を発令し、全学も東大の活動制限指針をレベル3（制限一大）に引き上げる等の状況の変化があり、大学内にオンライン授業を視聴するための場所を設けることはできなくなりました。希望の連絡をいただいていた方には、申し訳ありません。

そのような状況ですので、すべての学生の皆さんに、自宅等で必要な環境を整えていただくことを改めてお願いいたします。

### 2. 通信環境整備・改善に関する支援について

4月3日に、学生が自宅において遠隔授業を受ける際に必要となる通信容量を確保できるよう、携帯通信事業各社が、25歳以下の利用者を対象に、50GBの容量を無償で提供することが発表されました。

しかし、本研究科・学部には、年齢の制限によりこの無償措置の恩恵を受けることができない学生がいることに鑑み、自宅における通信環境の整備が経済的に困難な学生に対し、一定の要件を満たす場合、通信環境整備・改善のための支援を行います。

支援の概要は以下の通りです。

支援内容：通信環境整備・改善のための支出の一部をカバーする定額支給

対象者：次の①～③の要件をすべて満たす、法学政治学研究科・法学部の学生

- ① 自宅における通信環境の整備が経済的に困難である
- ② 年齢が25歳を超えており、通信無償化の対象とならない

③ 2020年4月1日以降に通信環境整備・改善のための契約を締結したもの

支給金額：1ヶ月一人当たり3,000円

支給期間：4月から7月までの4ヶ月分

必要書類：申請書、支援の対象となる契約の締結を証明するもの（コピー可）

なお、通信環境整備・改善の方法については申請者の決定に任されており、たとえば、既存のスマートフォン利用契約に通信料増加のオプションをつけた場合や、モバイルルーターを購入した場合などがこれに含まれます。

契約は申請者の責任で行っていただきます。解約失念等により生じた負担について、本研究科・学部は一切関知しません。

また、支援金の支給は後日となるため、立替払いが必要となるという点にご注意下さい。

申請書など、手続きの詳細については改めてご案内をいたします。

本件についての質問等については、以下の問い合わせ先までお願いいたします（予定している整備・改善方法が支援対象に含まれるかという点について疑義がある場合には、予め問い合わせることを勧めます）。

学部：gakubust\_jonlineclass\_inquiry@j.u-tokyo.ac.jp

大学院：st\_jonlineclass\_inquiry@j.u-tokyo.ac.jp

以上